○大隅肝属広域事務組合財務規則

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合規則第15号

肝属地区一般廃棄物処理組合財務規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第９号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　大隅肝属広域事務組合における財務に関する事務については別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（財務に関する事務）

第２条　財務に関する事務については、鹿屋市予算規則（平成18年鹿屋市規則第59号）及び鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の例による。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月30日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。